

【第10条関係】

長野県看護大学における公的研究費に係る不正防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）の趣旨や内容を踏まえ、長野県看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正な使用を徹底するため、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

1 適正な研究費執行の管理

事務局総務課（以下「総務課」という。）は、公的研究費の予算執行状況を把握し、予算執行が年度末に集中したり、執行の遅れがないか常に把握に努め、問題が生じている場合は、必要に応じて研究者等にその理由等を確認するとともに、早期執行を促す。

2 物品等検収

- (1) 総務課は、本学に納入されるすべての物品等の検収を実施する。
- (2) 総務課は、物品検収の事務の流れについて、学内関係者及び納入業者に周知・徹底を図る。
- (3) 総務課は、物品の現物調査を随時実施する。

3 旅費の事実確認

- (1) 総務課は、出張の事実確認が適切に行えるよう、復命書の内容や資料の整備の徹底を図る。
- (2) 総務課は、出張先などへの事実確認を随時実施する。

4 賃金、謝金の事実確認

業務従事者（学生等）の勤務実績の確認は、業務依頼者である研究者のみならず、総務課も実施する。

5 法令遵守意識の向上

- (1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての者は、行動規範に基づき、自ら研究倫理の意識の向上に努めるとともに、全学を挙げて不正使用防止に係る諸規程等の周知徹底と説明会等による啓発活動に取り組む。
- (2) 公的研究費に採択された研究者からは、関係規則等を理解しこれを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

6 不正防止計画の点検・評価

上記の項目は、公的研究費の不正使用の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、不正防止計画推進員は、常に公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、内部監査チームとともにこの計画について点検・評価を行い、その見直しを行う。